

令和5年 第2回

小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和5年3月27日(月)午前10時00分

2 公示日 平成5年3月20日

3 開催場所 旧小樽市公設青果地方卸売市場内会議室

4 出席委員 (13人)

会 長	14番	北島	吉治
委 員	1番	江南	繁壽
	2番	川畑	正美
	3番	中橋	義則
	4番	田口	玲子
	5番	今堀	政藏
	7番	本間	俊一
	8番	佐々木	晴男
	9番	岩部	利治
	10番	浜谷	礼子
	11番	千葉	進
	12番	三國	幸一
	13番	古里	和夫

5 欠席委員 (1人)

6番 木露 正敏

6 議事日程

< 議案 >

(振興係)

- ・「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の作成について
- ・「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の作成について
- ・新規就農者の承認について
- ・小樽市農業委員会の所管に係る個人情報保護法施行規程の制定について
- ・小樽市農業委員会の所管に係る小樽市死者情報の開示等に関する条例施行規程の制定について
- ・小樽市農業委員会の所管に係る小樽市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について

< 報告 >

(農地係)

- ・農地法第3条第2項第5号の下限面積の廃止について

○その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長 海谷 昌弘

振興係長 干場 諭

農地係長 世戸 幹彦

振興係員 星田 洋

農地係員 光野 雅士

8 会議の概要

事務局長	<p>ただ今から、令和5年第2回小樽市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席委員は14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、小樽市農業委員会会議規則第9条の規定により、以降の議事の進行は、北島会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>小樽市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員に4番田口委員、5番今堀委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議案第1号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の作成について」を上程します。</p> <p>内容について事務局から説明願います。</p>
事務局 (振興係長)	<p>議案第1号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の作成について、御説明させていただきます。</p> <p>農業委員会等に関する法律（農業委員会法）の第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動（最適化活動）を実施することとされております。同法第7条第1項の規定による農業委員会はその区域内における「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、これまで「定めるよう努めなければならない」という努力義務とされてきましたが、同法の改正により、その指針を定めなければならないこととなりました。指針では、最適化活動の成果目標及び活動目標、そして推進方法や評価方法を定めることが必要となっており、また国からの指導で、改正法の施行が令和5年4月1日のため、それに合わせて、本年3月末までに指針の作成を求められていることから、指針案について資料のとおり作成いたしました。</p> <p>資料を御覧ください。指針につきましては、全国農業会議所からのひな形を参考に作成したものです。</p> <p>第1 基本的な考え方では、文章2段落目において小樽市の状況として、「地理的制約から傾斜地が多く、また面積的にも農地がまとまって形成している地域は少ない中、農業者の高齢化や担い手不足などにより耕地面積及び農家戸数は減少しており、今後遊休農地の発生が懸念されることから、その発生防止・解消、さらには担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進な</p>

どに取り組んでいく必要がある」と記載いたしました。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法として、「1 遊休農地の発生防止・解消について」、「2 担い手への農地利用の集積・集約化について」、「3 新規参入の促進について」を記載しております。各項目とも、現状と3年後の目標を記載しておりますが、『第1 基本的な考え方』の4段落目のなお書きしております「この指針は、農業委員及び推進委員の改選期に合わせて検証・見直しを行う」と記載しましたので、3年後の目標としたところです。

1の遊休農地の発生防止・解消についての(1)遊休農地の解消目標では、現状として遊休農地が発生していないことから『0 ha』とし目標も同様としております。(2)の具体的な推進方法については、利用状況調査及び利用意向調査の実施の検討ほか農地パトロールによる取組、農地中間管理機構の活用などとしております。(3)の評価方法については、記載のとおりです。

2の担い手への農地利用の集積・集約化についての(1)担い手への農地利用集積目標ですが、現状については、後ほど御説明いたします議案第2号「令和5年度最適化活動の目標の設定等」のII 最適化活動の目標の1の(1)農地の集積の現状欄に記載している面積となっております。3年後の目標については、同じく令和5年度の目標の設定等で新規集積面積を2haとしており、3年後ということでは約6haを加えた数値といたしました。(2)の具体的な推進方法については、今後求められている地域計画作成の取組や農地中間管理機構の活用等の検討などとしております。(3)の評価方法については、記載のとおりとなっております。

最後に、3の新規参入の促進についての(1)新規参入の促進目標ですが、現状については令和元年度以降、新規参入者が個人・法人ともありませんでしたので、「0」としております。3年後の目標については、昨年11月に改正いたしました「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」において、『年間1人の青年新規就農者等の確保を目標とする』としており、また法人は現在1経営体がありますが、『令和12年度における農業法人数の設立目標を2経営体とし』となっております。そのため、個人の目標は「3人」、法人は令和12年度までまだ期間があり、現在のところ予定する法人もございませんので「0法人」といたしました。(2)の具体的な推進方法については、関係機関との連携による支援とフォローアップ、(3)の評価方法については、記載のとおりとなっております。

	<p>以上、議案第1号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の作成についての説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がございました。これについて、御質問のある方、御意見のある方、挙手をお願いします。</p>
委 員 一 同	<p>特に意見なし</p>
議 長	<p>以上のおりでよろしいですか。 それでは、特に何も無いようなので、1号議案を終了させていただきます。</p>
委 員	<p>新規参入者に対する支援はどういうものやろうとしているのですか。具体的に教えてもらいたい。他の市町村と比べたら支援が不十分である。</p>
事 務 局 (振興係長)	<p>今ご指摘のあった通り、確かに市単独としては行われていませんが、国及び道の事業として、経営開始型とか要件に合うような形で積極的に市は取り組んでいます。</p>
委 員	<p>それでは、納得いきません。市単独で何か施策はないのですか。何か外に考えていることはないのですか。</p>
事 務 局 長	<p>今何が具体的にあるのかは申し訳ないですが、資料を用意していないのでお答えできません。今後の状況によっては、新規参入者が入ってくる状況を見た中で、どんな施策ができるのか考えていかなければならないと思います。ただ今現時点でどういう方がどういう形で算入されていくのか不透明な中で、これをやろう、あれをやろうと言うのは難しいと思います。</p>
委 員	<p>そういうふうを考えるから新規参入者は入りづらいのではないのですか。小樽市としての具体的な支援がわかれば、新規参入者も前向きな姿勢になるのではないのですか。市として遅れているのではないのですか。</p>
事 務 局 長	<p>金銭的な支援なのか、その他の支援なのか、その点を含めて考えていかなければならないと思います。</p>
委 員	<p>そうであるなら、なぜ今までそうして来なかったのですか。</p>

<p>事務局長</p>	<p>新規参入者の話は、確かに年に数名相談は来ています。その方の農地がどういうところがいいのか、その方たちからヒアリングはさせていただいています。希望の場所については、その地域の農業委員に話をさせていただいていますが、なかなかそのマッチングが上手く行っていない。そんなところがまず現状ではあります。こういうような現状を踏まえ指針をうっていき、利用集積を図りながら入りやすい環境を作っていかなければならないと考えています。</p> <p>何でも金銭的な支援がいいのかという部分と、違う形での支援が必要なのか、色々ケースを見ながら、考えていかなければならないと考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>やる気がないとしか考えられません。これから高齢化が進み、もっと行政としても支援が必要なのではないですか。全然なっていないと思います。今まで何をやってきたのですか。</p> <p>次に行ってください。</p>
<p>議長</p>	<p>外にございますか。ないようでしたら賛成の方、挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>多数挙手あり</p>
<p>議長</p>	<p>原案通り決めます。それでは、議案第2号「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の作成を上程いたします。</p>
<p>事務局 (振興係長)</p>	<p>事務局より説明をいたします。</p> <p>次に、議案第2号「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の作成について、御説明させていただきます。</p> <p>こちらにつきましても、先ほどの議案第1号で御説明いたしましたとおり、農業委員会等に関する法律（農業委員会法）の第6条第2項の規定による最適化活動によるもので、令和4年2月2日付け（3経営第2584号）農林水産省経営局長通知により、毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表し、あわせて都道府県知事に報告することとなっているもので、令和4年度から実施しております。</p> <p>それでは資料を御覧ください。まず、1ページ目のI 農業委員会の状況について（令和5年4月1日現在）ですが、ここでは農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要、について記載され</p>

	<p>ており、令和4年度と大きく変更はありません。 2ページ目を御覧ください。</p> <p>Ⅱ 最適化活動の目標についてですが、ここでは、農地の集積と遊休農地の解消に関する現状及び課題、目標について記載されております。前回からの変更箇所として、(1)農地の集積の現状の「これまでの集積面積」ですが、前回までの面積は「31.52ha」でしたが、令和4年度に利用集積 2.77ha があったことから前回面積と合わせまして「34.29ha」に変更いたしました。また、目標としては、前回と同じ新規集積面積を 2ha としております。なお、遊休農地につきましても、議案第1号でも触れましたが、現在のところございません。</p> <p>次に、3ページ目御覧ください。新規参入の促進に関する現状及び課題、目標について記載しております。目標面積は、直近の過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上とすることとなっております、2.0ha といたしました。</p> <p>2 最適化活動の活動目標につきましては、前回と変更はなく記載しております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議案第2号「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の作成についての説明を終わります。</p>
議長	ただ今説明がありました。これにつきまして何か御質問はありますか？
委員	農業委員会の現在の話について、認定農業者に準ずる者とはどう人をいうのか。
事務局 (振興係長)	元認定農業者という形ですね。明確な基準はないのですが、以前農業委員になっていただいた方で、講習を更新していなかった方です。
事務局 (農地係長)	あとは基本構想の中で、所得を超えている方も認定農業者に準ずる者に該当します。小樽市としては、基本構想を作って年間所得 400 万円以上の方は対象となります。
委員	そのような所得の基準があったのですか。
事務局 (農地係長)	はい。認定農業者になると、金融の関係で借り入れに優遇が受けやすいというのはあります。

委 員	わかりました。農地利用最適化推進委員というのは何か。
事 務 局 (農地係長)	今までも記載してきましたが、小樽市では農地利用最適化推進委員は置いてなく、目標の記載欄に記載しなければならないので、そのような形で記載しています。法では小樽市として、農業委員がこの推進委員を兼ねている形となっています。推進委員が別に任命されてやっているところもあるということです。
委 員	わかりました。次に、一番下に「田んぼで 17ha」と書いてありますが、これはどこの場所の面積ですか。
事 務 局 (振興係長)	北海道でまとめている後志の農業の調定の数字からもってきたもので、これは去年と同じ数字であります。
委 員	実際、小樽で作っている面積はどのくらいになりますか。
事 務 局 (振興係長)	今手元にはないので、この場ではお答えできません。
議 長	ほかに御意見はありませんか。
委 員	面積がわからないで、それで終わるのですか。
事 務 局 (振興係長)	共済の関係の水田かと思われているので、うちの方で押さえている数字で次回お答えします。
委 員	単純に見た感じでは、7丁か、8丁しかないように思います。
事 務 局 (振興係長)	はい。次回の農業委員会で、「耕作及び作付けの面積」でお答えしたいと思います。
委 員	それと、遊休農地の緑区分と黄色区分というのはどういう意味か。
事 務 局 (農地係長)	森林化していかなければならないのが2号遊休農地。農地に近いものが緑色の遊休農地。
委 員	そうになったら地目変更して、雑種地になるのですか。
事 務 局	本当に荒れ放題になると利用状況調査の中で本人に意向調査

<p>(農地係長)</p>	<p>をしますが、その時に耕作しないという形になるとうちの方から非農地通知を発行して所有者に地目変更を依頼します。これが黄色のところです。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかに何かありますか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>特になし</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、2号議案に賛成の方は挙手を願います。</p> <p>賛成多数ですので、2号議案を決めます。</p> <p>それでは、次に議案「第3号 新規就農者の承認について」を上程いたします。内容については事務局より説明いたします。</p>
<p>事務局 (振興係長)</p>	<p>議案「第3号 新規就農者の承認について」を御説明させていただきます。手元の資料を御覧ください。</p> <p>〇〇さんは、〇〇にお住まいの〇〇歳。奥様と子どもさんとともに生活しています。</p> <p>現在、〇〇でお勤めをされており、兼業農家としてやっていきたいとのこと。約10年前から知人の畑を手伝っていたところですが、その方から畑を譲るから自分でやってみないかと言われて、以前から農業に興味があり、自分で農業をしてみたいと考えていたことから、今回の就農申請となったとのこと。なお、営農に関しましては、お勤め先の近くに畑があり、また日勤・夜勤・休みの勤務サイクルで、朝や日中に農作業ができる状況で年間150日以上に従事が見込めるとのことです。</p> <p>農地については、就農が認められたなら〇〇の農地を購入することになっており、今後農地の取得に目処がつき次第、再度農業委員会にお諮りすることになります。</p> <p>農業経営計画については、知人から学んだ知識と経験を活かし、露地でミニトマトやスイカ、ササゲなどを栽培していく計画で、現在仕事もしているためできる範囲での農作業となりますが、将来的には規模を大きくし養鶏もしてみたいとのこと。まだ40歳代と若く、小規模でも農地を耕し農業に従事されたいと思いがあの方で、退職後は農業に専念したいとのこと。事務局として今回の申請を受理いたしました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、〇〇さんの新規就農の経緯についての説明を終わります。</p>

議 長	<p>続きまして、3月17日に振興特別委員会を招集しまして、審議をしておりますので、振興特別委員会の古里委員長より内容について御報告いたします。</p>
古里 振興 特別委員長	<p>3月17日に振興特別委員会を招集しまして、わたくし委員長を含め委員6名及び事務局で、営農計画等について審査をいたしました。その結果を御報告いたします。</p> <p>今、事務局から説明があり、重複する内容については省略させていただきます。</p> <p>振興特別委員会としては、営農計画の内容や経営見通しの甘さや不安があるとの意見もありましたが、最終的には新規参入の促進を図る上で意欲ある若い農業者を育成していく必要があると考え、就農を認めるべきとの決定をしたいたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今説明がありました。この方はですね。私もよく知っていますが、小樽の〇〇にも入られているんですね。この土地の所有者は〇〇にお住まいの方でもう小樽には住むことはないということで土地を買っていただきたいと言う話であります。</p> <p>何か御意見、ありますか。</p>
委 員	<p>私は先日振興特別委員会に出席しましたが、本人の話を聞いていて、本当にやる気があるのかどうかわからなかった。この毎年5年間収入が15万円しかありませんでした。このような収入で果たして兼業農家として認めていいのか、昔の兼業農家というのは自分の家の農家が食べていけないから、妻とか親が働きに行って収入を上げていました。逆のパターンは始めてです。土地の面積も72-2, 73-3は結構広く5年間そのような使い方をするなら荒れ放題ではないのですか。</p>
議 長	<p>〇〇に勤務していて、その傍ら農業に携わる。本人は今のところ農業だけで生計を立てていこうとする気ではなく、退職したら農業を本業としてやっていこうと考えているようです。</p>
委 員	<p>このような事例を認めていいのですか。</p>
議 長	<p>農地としてある程度確保できれば次の段階も考えられるわけで、そのまま放置すると荒れ放題になるわけです。</p>
委 員	<p>少し様子を見てもいいのではないですか。また、直売所の販売</p>

	<p>となっているが、どちらの直売なのですか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>先日の会議では、〇〇で販売できなければ、〇〇の直売所で販売するとされていたと思いますけれど。</p>
<p>委員</p>	<p>小樽市内の〇〇にあるのですか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>本人が言うには〇〇に知り合いがいて、その方が買い取ってくれるという話でした。</p>
<p>議長</p>	<p>外に御意見はございますか。</p>
	<p>なかったら賛成の方、挙手を願います。</p>
<p>委員一同</p>	<p>挙手あり</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数ということで決めます。</p>
	<p>それでは、議案第4号、第5号、第6号の審議を一括でさせていただきます。それでは、事務局より説明させていただきます。</p>
<p>事務局 (振興係長)</p>	<p>議案第4号「小樽市農業委員会の所管に係る個人情報保護法施行規程の制定について」、議案第5号「小樽市農業委員会の所管に係る小樽市死者情報の開示等に関する条例施行規程の制定について」、議案第6号「小樽市農業委員会の所管に係る小樽市個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令の一部改正について」をまとめて、事務局より説明させていただきます。</p> <p>本件につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の一部改正により、改正後の個人情報保護法が令和5年4月1日から地方公共団体にも適用されることとなりました。そのため、小樽市では小樽市個人情報条例を廃止するとともに、現行の個人情報保護制度を維持しつつ、個人情報保護法を施行するために必要な事項を定め、罰則に関する経過措置を設けた小樽市個人情報保護法施行条例のほか、小樽市死者情報の開示等に関する条例が制定され、小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例及び小樽市情報公開条例の一部改正がなされました。</p> <p>関係条例の制定改廃に伴い、それに関係する規則の制度改廃がなされたことによりまして、農業委員会におきましても、小樽市農業委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規程を廃止する</p>

	<p>とともに、議案第4号になります「小樽市農業委員会の所管に係る個人情報保護法施行規程」及び議案第5号「小樽市農業委員会の所管に係る小樽市死者情報の開示等に関する条例施行規程」の制定、議案第6号「小樽市農業委員会の所管に係る小樽市個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令」の一部改正について、上程するものです。</p> <p>内容については記載のとおりとなっております。</p> <p>なお、本議案における各規程及び訓令については、令和5年4月1日からの施行となっております。</p> <p>それでは本議案につきまして、一括審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議 長	<p>ただ今説明がございました。議案第4、5、6号と一括して上程させていただきました。これは亡くなった方に対してどうするか、という話ですよ。</p>
事務局 長	<p>亡くなった方に対しても個人情報の保護が関わるということです。範囲の確定の話です。</p>
議 長	<p>何か御意見、御質問はありますか。</p> <p>ないようでしたら賛成の挙手をお願いします。</p>
委員 一同	<p>挙手あり</p>
議 長	<p>それでは、一括して決定をさせていただきます。</p>
事務局 (農地係長)	<p>次に報告第1号「農地法第3条第2項第5号の下限面積の廃止について」を上程いたします。</p> <p>事務局よりお願いいたします。</p> <p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>毎年3月に、4月以降に関わる農地所得等に係る下限面積を小樽市は10aとして公表しておりましたが、令和4年度に農業経営基盤強化促進法の一部改正が行われ、農地法も改正されることになりました。改正農地法が令和5年4月1日施行となり、下限面積要件が廃止されますので報告いたします。</p> <p>なお、農地の権利取得に必要な要件、全部利用、常時従事、地域調和については、今後も適用となります。</p>
議 長	<p>何か御質問はありますか。</p>

委 員	今までは1反でしたよね。
事 務 局 (農地係長)	小さくても問題ないということになります。
委 員	家庭菜園クラスでもいいのですか。
事 務 局 (農地係長)	下限面積の設定ができないという形になるので、そういう申請があった場合には、こういう会議にかける形になると思います。
委 員	これから、このような小規模の申請は結構来ることになるのではないか。
委 員	条件は今までどおりですか。
事 務 局 (農地係長)	そうです。
議 長	外に質問はありませんか。
委 員	小樽だけが対象となるのですか。
事 務 局 長	対象となるのは全国です。
議 長	それでは、ほかに御質問はありますか。ないようでしたら事務局の方からお願いします。
事 務 局 (振興係員)	農業委員会の会議の開催場所は今まで青果市場でしたが、次回以降は市役所本庁内の会議室でお願いすることとなります。場所等につきましては、後ほど御案内させていただきます。
議 長	それでは、第2回小樽市農業委員会総会を終了させていただきます。ありがとうございました。
	(午前10時50分閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。